

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日 総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する

（下線部は変更箇所を示す。）

改 正 案				現 行			
別表 2（第 3 条関係） 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項				別表 2（第 3 条関係） 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項			
無線局の目的	免許の主体及び開設の理由		通信事項	無線局の目的	免許の主体及び開設の理由		通信事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
公共業務用	(略)	(略)	(略)	公共業務用	(同左)	(同左)	(同左)
	43	<u>海上保安庁又は航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）第 3 条第 1 項の規定により航路標識の設置の許可を受けた者が、船舶の航行に必要な航路標識の設置及び運用に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	航路標識に関する事項		43	<u>海上保安庁</u> が、船舶の航行に必要な航路標識の設置及び運用に必要な通信を行うために開設するものであること。	航路標識に関する事項
	(略)	(略)	(略)		(同左)	(同左)	(同左)
(略)	(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準

別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準

第1 航空海上関係

1・2 (略)

3 一般業務用（通信事項が水先・引き船に関する事項の船上通信局の場合に限る。）

- (1) 通信事項は、水先・引き船に関する事項であること。
- (2) 通信方式は、以下のとおりであること。

ア アナログ通信方式のもの

(ア) 150MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては、一周波単信方式であること。

(イ) 457.5125MHz を超え 457.5875MHz 以下及び 467.59375MHz を超え 467.63125MHz 以下の周波数の電波を使用するものについては、一周波単信方式であること。

イ デジタル通信方式のもの

457.5125MHz を超え 457.5875MHz 以下及び 467.5125MHz を超え 467.5875MHz の周波数の電波を使用するものについては、一周波単信方式、二周波単信方式及び二周波半複信方式であること。

(削除)

- (3) 電波の型式は、アナログ通信方式のものにあつては F3E、デジタル通信方式のものにあつては F1D 及び F1E であること。
- (4) 空中線電力は、150MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては 1W 以下、400MHz 帯（(2)ア(イ)及び(2)イの周波数をいう。）の周波数の電波を使用するものについては 2W 以下であること。

第1 航空海上関係

1・2 (略)

3 一般業務用（通信事項が水先・引き船に関する事項の船上通信局の場合に限る。）

- (1) 通信事項は、水先・引き船に関する事項であること。
- (2) 通信方式は、以下のとおりであること。

ア 150MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては、一周波単信方式であること。

イ 400MHz 帯（457.5125MHz を超え 457.5875MHz 以下の周波数をいう。）の周波数の電波を使用するものについては、一周波単信方式、二周波単信方式及び二周波半複信方式であること。

ウ 400MHz 帯（467.5MHz を超え 467.65MHz 以下の周波数をいう。）の周波数の電波を使用するものについては、一周波単信方式であること。

- (3) 電波の型式は、F3E であること。
- (4) 空中線電力は、150MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては 1W 以下、400MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては 2W 以下であること。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。